

3 豚熱ワクチン接種豚の受入に伴うと畜場の交差汚染防止対策の実施

北部家畜保健衛生所 ○神渡 美真

令和4年3月、山口県が豚熱ワクチン接種推奨地域に追加されたことに伴い、同県の要請を受けて、接種農場となる山口県と非接種農場の福岡県の双方からの出荷先となった本県のと畜場において、交差汚染防止対策が講じられていることの確認が必要となった。当所では、以前より当該と畜場と検討を重ね、受け入れに必要な体制を整えていたことから、ワクチン接種開始と同時に速やかに対策を実施することができたので、その概要を報告する。

1 と畜場の概要

当該と畜場は、とさつ及び解体から部分肉処理まで一貫的に行うことのできる、市営の食肉センターで、1日のと畜処理能力として大動物100頭、小動物600頭を有している。令和4年度の豚のと畜頭数は、約36,000頭であり、うち半数を県内養豚場からの出荷豚が占め、残りが山口県の養豚場からの出荷豚であった。

2 交差汚染防止対策の検討

令和元年10月以降、豚熱発生地域を中心にワクチン接種が実施されていたが、豚熱感染野生いのしし確認地域は拡大し続けていたため、山口県が豚熱ワクチン接種推奨地域に追加された場合に備えて、令和3年1月から、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下、指針）に基づく、と畜場における交差汚染防止対策について、と畜場を管理する市と家保で検討を開始した。

指針第3-2の7及び留意事項31では、と畜場が講じるべき交差汚染防止対策として、①車両消毒設備が整備されていること、②生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明

確に区別されていること、③定期的に清掃・消毒が行われていること、④車両の出入り時の消毒が徹底されていること、⑤衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること、⑥車両の運転手がと畜場内において作業する場合には、専用の長靴を使用し、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないこと、⑦接種区域からの豚の受入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定について可能な限り調整を図ること、が規定されている。これらの対策が講じられていることの確認ができない場合には、ワクチン接種農場からの豚の搬入は認められない。

しかし、当該と畜場では、これらの対策を行う上で大きな課題があった。当該と畜場は、家畜を搬入するための入退場口と、搬入した豚を係留所に下ろす荷下ろし作業場所がそれぞれ1か所のみであり、ワクチン接種農場と非接種農場の、車両及び作業者動線の交差が避けられない状況であった。この課題を解決するため、(1) ワクチン接種農場と非接種農場が同じ時間帯に搬入しないよう、受け入れ専用時間帯を設定する、(2) 作業場所が同じであっても、作業者動線を可能な限り区別する、(3) 車両や作業動線が交差する可能性のある場所は、徹底的に消毒する、という3つの観点から、交差汚染防止対策案を検討した。

(1) 受入れ専用時間帯の設定

検討以前は、県内農場の出荷豚は、月曜日、水曜日、金曜日のと畜当日朝9時に搬入され、山口県の農場の出荷豚は、と畜日である月曜日から金曜日の前日、つまり日

曜日から木曜日の 12 時過ぎに搬入されており、山口県の豚が係留所にいる状態で、福岡県の豚が搬入されていた。検討後は、すべての受入れをと畜当日とし、県内農場は朝 10 時までに、山口県の農場は 11 時以降の搬入とした。この変更により、県内農場と山口県の農場の車両と作業者が、同じ時間帯にと畜場内にいない状況をつくることができ、搬入豚も、山口県の農場の豚が係留所にいない状態で、県内農場の豚を搬入できるようにした（表 1）。

（２）作業動線の区別

荷下ろし作業の場所は 1 か所であるが、可能な限り、作業者と豚の動線が交差しないよう検討した。まず、非接種農場の作業者は車両から降りた後、専用の着衣に着替え、荷下ろし場へ向かう。非接種農場豚は車両から降ろし、手前の区画へ係留する。続いて、接種農場の作業者は車両から降りた後、異なる入場口から入場し、専用の着衣に着替え、荷下ろし場へ向かう。接種豚は車両から降ろし、奥の区画に係留する。

（図 1）このように、同一場所での作業であっても、豚と作業者の動線を可能な限り区別し、交差汚染のリスクを減らすよう見直した。

（３）消毒の徹底

搬入時間帯や、作業動線を区別しても、

表 1 受入れ専用時間帯の設定

交差汚染防止対策の検討

1 受入れ専用時間帯の設定

検討前

と畜日

受入農場	搬入日						搬入時間
	日	月	火	水	木	金	
A農場（福岡県）							当日 9 時頃
B農場（山口県）							前日12時過ぎ

検討後

受入農場	搬入日						搬入時間
	日	月	火	水	木	金	
A農場（福岡県）							当日10時まで
B農場（山口県）							当日11時以降

車両や豚が同一場所を通ることに変わりはないため、交差汚染の可能性がある場所は、特に消毒を徹底するようにした。検討以前、車両の入退場口は、消毒槽のみであったが、検討後、近くに倉庫を新設し、その中に専用長靴や防護服、動力噴霧器を配置し、車体や車内消毒ができる環境を整備した。（図 2）また、検討以前、係留所は水での洗浄のみ実施していたが、新たに 2 台の動力噴霧器を設置し、豚や人の行き来がある、プラットフォームや係留所の消毒を徹底することとした。（図 3）

これらの検討した内容は、「衛生管理マニュアル」にとりまとめ、接種農場の搬入者、非接種農場の搬入者、と畜場の従業員、と畜検査員のそれぞれが実施すべき内容や手順

交差汚染防止対策の検討

2 作業動線の区別

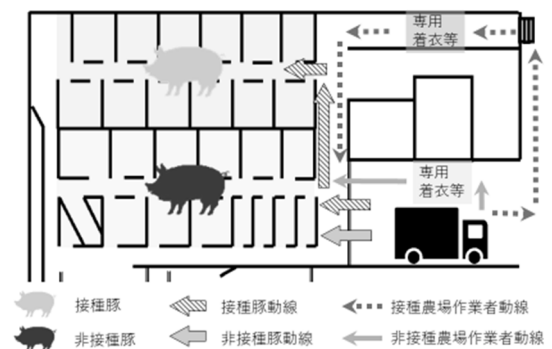


図 1 作業動線の区別

交差汚染防止対策の検討

3 消毒の徹底

交差汚染の可能性がある場所の消毒の徹底

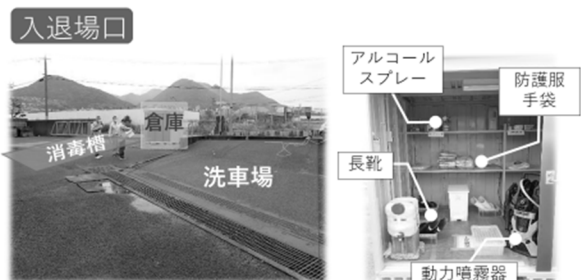


図 2 車両消毒設備の充実

を明記した。さらに、各作業場所に「管理票」を設置し、各作業が漏れなく適切に実施されているか、作業者本人が確認しながら記録を残すこととした。

3 交差汚染防止対策の開始

令和4年3月までに計5回の検討会や現地調査を実施し、同年3月25日に、山口県より、と畜場における交差汚染防止対策の実施確認依頼があったため、4月11日にと畜場の現地確認により、指針に規定された交差汚染防止対策が講じられていることを確認し、翌12日からの、山口県での豚熱ワクチン接種開始以降、当該と畜場は交差汚染防止対策を講じながらワクチン接種農場からの豚の受け入れを開始した。

4 まとめ

令和4年4月以降、当該と畜場では交差汚染防止対策を継続して実施し、当所は半年に1回の現地確認をしてきたが、今年の9月19日、県内飼養豚の豚熱ワクチン接種が開始され、同日より交差汚染防止対策の実施は不要となった。しかし、複数の農場からの車両が集まる、と畜場内での交差汚染の可能性は依然として高いままであり、車両消毒については引き続き徹底しているところである。

交差汚染防止対策の検討

3 消毒の徹底

交差汚染の可能性のある場所の消毒の徹底

係留所・プラットホーム

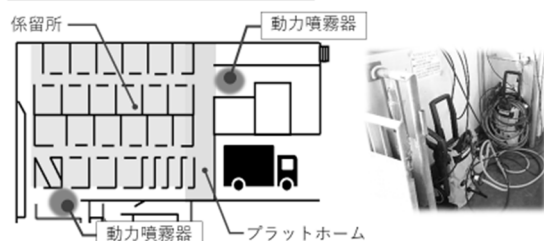


図3 係留所等の消毒の徹底